



2019年2月スタート

# 学生を対象とした 新たな受信料免除制度が始まります！

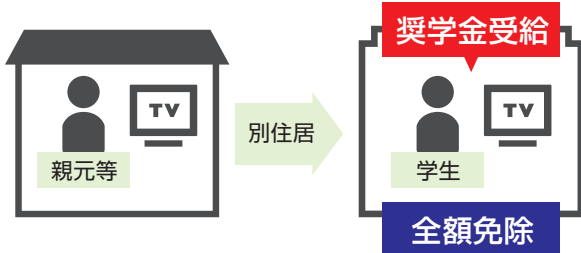
放送受信料について、親元などから離れて暮らしており、下記のいずれかの要件に該当される学生のみなさまについては、2019年2月より全額免除の対象となります。

全額免除の要件に該当される場合は、下記「受信料の窓口」より免除申請をお願いいたします（2月より受付開始）。

## 【放送受信料の全額免除の対象】

### 対象1

#### 奨学金受給対象の学生

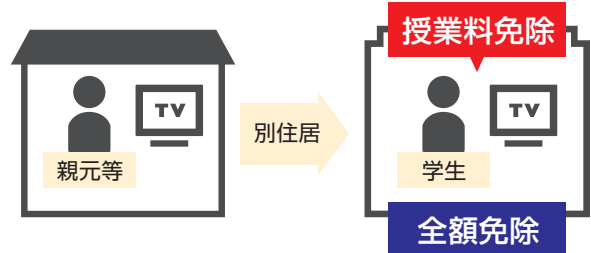


- ・日本学生支援機構、地方自治体、学校、公益法人\*が実施する経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している学生
- ・経済的理由の選考基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認めた奨学金を受給している学生

\*教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とするもの

### 対象2

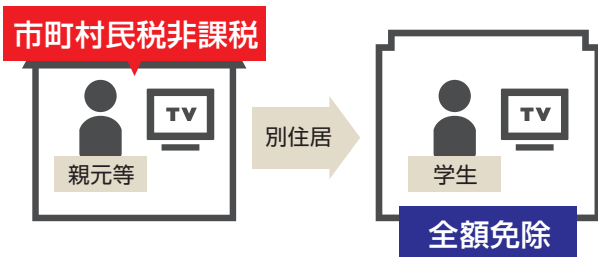
#### 授業料免除対象の学生



学校が実施する授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

### 対象3

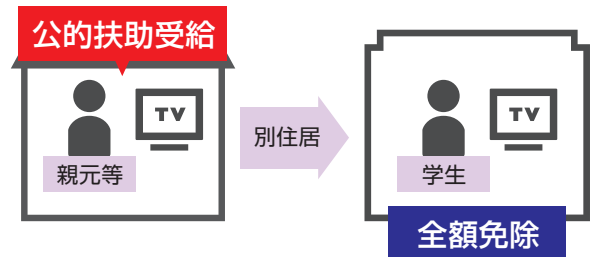
#### 親元などが市町村民税非課税の学生



親元などの世帯構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の学生

### 対象4

#### 親元などが公的扶助受給世帯の学生



親元などの世帯が公的扶助を受給している学生

※対象1・2については、独立して生計を営まれ、親元など生計をともにする方がいない学生も全額免除の対象となります。

免除申請はこちら（2月より受付開始）

受信料の窓口 <http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/>



お問い合わせ先：ふれあいセンター ☎0570-077-077

IP電話等をご利用で上記のナビダイヤルがつかない場合 ☎050-3786-5003(有料)をご利用ください。

午前9時～午後8時(土・日・祝日も受付、年末年始を除きます) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。